

《史料紹介》

三重県総合博物館所蔵『谷家文書』所収の伊勢御師道者売券について — 中世紀州の宗教的（熊野・高野山・真宗）特質と伊勢御師の活動 —

千枝 大志

はじめに

本稿は、三重県総合博物館が所蔵する『谷家文書』^①内の伊勢神宮関係の中近世文書のうち、伊勢御師道者売券を一通紹介しつつ、中世末期における伊勢御師の活動を具体化することを目的とする。

伊勢御師とは、全国各地に自己の檀那（中世文書では檀那は道者と記されることが多いが本稿では便宜上、檀那と表記）や伊勢外内宮の御祓大麻や土産等を配布することで伊勢信仰を広めかつ、伊勢参詣を勧誘・斡旋し、伊勢参宮客を伊勢両宮門前町宇治山田（現三重県伊勢市）で営む旅館へ宿泊させることを生業とする、いわばコンシエルジュ的旅館業者と、祈祷等を行う伊勢神宮神職とを兼業した総合エージェンシー的な職種である。^②伊勢御師と檀那との間には、師檀関係という一種の専属契約が成立し、各地には伊勢御師の縄張りである檀那場（史料上では檀所

が一般的）が形成されることとなった。全国の檀那は伊勢御師に伊勢神宮へ五穀豊穡や武運長久等の祈祷や神楽奏上等を依頼しており、その報酬として彼らのもとには神楽料や初穂料等の莫大な金品が集積されていくことになる。師檀関係は、一旦締結をみると余程のことがない限り解消されるものではない。伊勢御師にとって檀那（場）は、生業の死活問題に関わるほどに不動産と同様か、それ以上に重視される家産として認識されており、そのため中世後期には永続性の強い利権として株化し売買対象となっていた。本稿で紹介する伊勢御師道者売券もそのような檀那（場）が記された権利証文である。

伊勢御師の活動や伊勢信仰の普及状況を各地の檀那（場）との関係から明確化できる史料として伊勢御師道者売券を活用した研究は数多く存在する。筆者は近世初頭までの伊勢御師の存在形態を探るために、元和十年（＝寛永元年・一六二四）までの伊勢御師道者売券を網羅的に収集

(現在、本稿で紹介する売券を含めて計二百十四通を確認済)し、伊勢御師の檀那売買の特徴等を言及してきた^③。だが、中世伊勢御師道者売券の残存傾向等に起因するののか、いまだ手付かずで分析が不十分な地域も少なくない。

本稿で紹介するのは、紀伊国を檀那場とする中世伊勢御師道者売券である。しかし、中世紀州における伊勢御師の活動については、熊野や高野山との人的ネットワーク面から関係に触れた先行研究が若干存在する程度である^④。宗教的側面や信仰的側面からすると、熊野と高野山は紀州での二大要素であることはいままでもないことだが、実は浄土真宗(これ以降、真宗と表記)も雑賀一揆に象徴されるように特に中世末期においては紀州の宗教的要素と言いついでる存在である^⑤。後述するように本稿で紹介する道者売券は、中世紀州の真宗勢力の問題にも若干踏み込める真宗関係の神道史料的な側面も併せ持つ。

以上の問題関心から本稿では、新出の伊勢御師道者売券を紹介しつつ、中世紀伊国における伊勢御師の存在形態について、特に同国内の宗教的要素と関連付けて行論する。

【1】中近世紀州における伊勢御師の存在形態

本章では、表①・②を用いて紀州における伊勢御師の存在形態を概観する。なお、本稿では史料の残存傾向により外宮門前町山田(現三重県

伊勢市)に住む伊勢御師のみを検討対象とする。

まずは、伊勢御師関係史料として伝来した元和年間まで(一六二四)の紀州関連文書から作成した表①から中近世移行期までの紀州における伊勢御師の実像を探る。表①から寺僧関係(乘恵・宝蔵坊)や伊勢国司北畠家関係(多気大御所・津田掃部助)等を除外し、伊勢御師と思われる人物が冠する姓を抽出すると、合計で二十四姓(辻・西河原・大世古・酒屋・西村・谷・奥・久保倉・榎倉・藤井(三頭大夫)・中西・北・福嶋・橋村・林・木戸・杉立・市庭・釜屋・白米・幸福・慶徳・福井・中山)が検出できる^⑥。但し、辻と西河原と大世古については、姓ではなく伊勢国度会郡山田内の地名を示す可能性もあるため、一応それらを除外・整理すると、元和年間まで、すなわち十七世紀初頭までの時点で檀那場としての紀州に関係するのは合計二十一姓となる。管見の限り彼らが中近世移行期には紀州で活動が確認できる伊勢御師の家柄といえる。

これを踏まえ、次に近世中期の動向を把握する。表②は、安永六年(一七七七)時点で紀州を檀那場に持つ伊勢御師を一覧にしたものである^⑦。表②からは、紀州を檀那場とする伊勢御師が合計三十九名確認でき、その総檀那数は十万七百六十四軒以上となる。

しかし、五千軒以上の檀那を有するのは、三万七千軒余の幸福内匠を筆頭に、七千六百軒の山田大路数馬、七千三百五十軒の今井田新右衛門、五千二百軒の大王織部、五千十二軒の栗野右膳の五名に限られる^⑧。一方、千軒に満たない者が合計十五名にも及ぶなど、各人が所持する紀州の檀

那数は概ね少ない傾向が認められる。また、表②の備考欄に示した通り千軒以上の伊勢御師のなかで、元和年間までに檀那場を所有するなどの何らかの形で紀州と関係がある者は少なくない。備考欄にある各種記号は、◎・○・△は表①、◇は紀州高野山成慶院に伝来した伊勢国住人を主対象とする中世末・近世初頭の供養帳『伊勢国日牌月牌帳』、□は熊野街道八鬼山道に設置された中世末期の町石、☆は熊野那智御師関係の『塩崎八百主文書』内の中世文書、から同姓者の情報を拾い出したことを示す。そのため、◎・○・△のある伊勢御師は、安永六年時点、つまり十八世紀後半で檀那場としての紀州を所有する構造が十七世紀初頭以前まで遡及し得る可能性が極めて高いことになる。また、◇・□・☆は、十七世紀初頭までに紀州での檀那場を確認することができないものの、中世末期までに熊野や高野山、すなわち紀州関連の史(資)料でその活動が認められる伊勢御師である。

以上のように表①・②から中世末期以降の紀州での伊勢御師の存在形態を探ってみると、その活動が近世中期まで継続する者が少なくないことがわかる。さらに表①の備考欄にある「宗教的要素」欄で明らかのように、伊勢御師関連史料には信仰的側面や空間的側面で熊野と高野山の関係が深いものも多く(◎は○よりも関係性が濃厚であることを示す)、紀州における伊勢御師の活動には多分に熊野と高野山の要素が色濃く影響していることは明らかである。

【2】新出の中世紀州に関する伊勢御師道者売券について

この章では前章で明らかになったことを踏まえ、本稿冒頭で触れた新史料を次に紹介し検討を加えていく(なお、次の史料Iについては本文末に写真を掲出した)。

史料I

定 永代売渡申道者之事

うへの、里一円 くすいの里一円 ついの里一円

合六里

かほの里一円 はらいとの里一円 のしまの里一円

湯河ちくこ殿此内 湯河伊賀守殿湯河三川殿在所ハ

くすいの里二御入候いなミと申所二御入候いなミの里八一円よその

二候へく候

湯河しをや殿此内ついの里二御入候 たからの里一円

右件道者代々智行于今無相違候雖

然依急用有二直錢五拾貫文二曾祢谷彦左衛門殿江

永売渡申所実正明白也本文書ハ先年

一乱二取失候間此沽券状可為本文書候

永可有智行者也若天下大法之儀出来候共

於此道者違乱煩申間敷物也此道者中二

一向衆今日までハ一向なく候後日之事ハ一向衆二成候ハん

儀ハ不存候仍沽券状如件

大永三年癸未十一月十一日

甚二郎 国長（花押）
西村 国延（花押）

曾祢谷彦左衛門殿御方へ

史料Ⅰは、大永三年（一五二三）十二月十一日付で西村甚二郎国長・同国延なる人物が曾祢谷彦左衛門に自己が知行する檀那場を錢五十貫文で売却したことを示す伊勢御師道者売券である。¹⁰この史料から西村国長と国延、さらに谷彦左衛門は伊勢御師であることがうかがえる。事実、谷彦左衛門は伊勢国度会郡山田曾祢（現三重県伊勢市曾祢）に居住し、当該地域の自治を掌握する山田三方に列する有力な伊勢御師であることは明らかであり、恐らく、西村国長・同国延も越前朝倉氏を檀那とする山田大世古（現伊勢市大世古）を本拠とする有力な伊勢御師西村八郎大夫の同族者と思われる。¹¹なお、国長と国延は、大永五年にも檀那場としての紀州を売却しているが買主や檀那場などの詳細は不明である（表① No.5）。

先述したように筆者が確認した元和年間まで（一六二四）の伊勢御師道者売券は合計で二百十四通になるのだが、「此道者中二一向衆今日までハ一向なく候後日之事ハ一向衆二成候ハ儀ハ不存候」と一向衆、すなわち真宗について言及した文言のある伊勢御師道者売券は史料Ⅰ以外にはない。そのみならず、歴大に存在する中世伊勢神宮関係史料でも真宗関係の記述があるものは管見の限りでは確認できない。そのため、

史料Ⅰは中世時点での伊勢御師と一向衆、すなわち伊勢信仰と真宗信仰との関係を理解する上で大変珍しい情報を持つ存在である。

次に、谷彦左衛門が購入した紀州の檀那場について検討する。¹³史料Ⅰには、里という単位で合計六カ所の集落（「うへの」「くすい」「つい」「かほ」「はらいと」「のしま」）が売買対象の檀那場として記されている。これら「うへの」（上野）、「くすい」（楠井）、「のしま」（野島）の地名は、全て御坊市名田町に大字として現存するためそれらが比定地となる。次に「かほ」（加尾）と「はらいと」（祓井戸）については、大字としては現存しないものの、漁港名（加尾漁港・祓井戸漁港）といった形で通称が今に残る。どちらの比定地も同市名田町大字野島内となる。さらに「つい」（津井）は、日高郡印南町に同名の大字がありそこに比定できる。このように史料Ⅰを用いての売買は、以上の計六箇所で構成される檀那場を主になされたと考えられるが、それとは別に一族単位の檀那場としての紀州の有力武士団である湯河氏も売買されている。そこで檀那としての湯河一族について検討する。まず、「湯河伊賀守殿湯河三川殿在所ハいなミと申所二御入候 いなミの里ハ一円よその二候へく候」とあり、印南（日高郡印南町）を本拠とする「湯河伊賀守殿」と「湯河三川殿」は檀那ではあるが、印南の集落自体は「よその二候へく候」と他家の檀那場である旨が記されている。また、「湯河ちくこ殿此内くすいの里二御入候」とあり、湯河筑後なる名称で当時知られた湯河一族が存在し、その一部が本拠地として楠井に入部していることがわかる。さらに、「湯

河しをや殿此内ついの里二御入候、たからの里一円」から、「湯河しをや殿」なる人物、すなわち「しをや」、つまり塩屋（御坊市塩屋町北塩屋）を本貫地とした故の通称で当時知られた湯河氏の一部が津井に入部している。湯河筑後と湯河塩屋は両家とも檀那である。そして湯河塩屋家の注記に続けて「たからの里一円」と檀所としての財部（御坊市湯川町財部）の記載がみえるが、史料Ⅰでの売買された主要な六箇所の檀那場には含まれていない。地理的にみると財部は、塩屋の北西部に近接する。財部の周辺には、湯河一族の拠点である小松原居館（御坊市湯川町小松原）や亀山城（同町丸山）があるため、これらを踏まえて、記載を解釈すると、湯河塩屋家を主体とする湯河一族の支配の影響をうけて（恐らくは既述の六箇所ほどの規模ではない）檀那場が財部であったと判断できる。このように、財部や印南などの檀那場と檀那としての湯河氏の関係は、既に十六世紀初頭時点で紀州では有力檀那である武士層が入部等の移転により、檀那場である本貫地とそれとの乖離現象が進行していたことを示すものとして注目できよう。史料Ⅰの地名比定を全て示したところで、次に図①を用いて空間的に檀那構造を把握すると、ここで取引された全ての檀那場は紀州灘に西接する紀伊路沿いの集落であり、北端の財部から南端の印南まで紀伊路、すなわち熊野参詣道¹⁵で一直線に結ばれている（財部里―塩屋（里）―祓井戸里―野島里―加尾里―上野里―楠井里―津井里―印南里）。このことから檀那場は紀伊路に沿って開発されたことは明らかである。

ところで史料Ⅰには、伊勢御師の西村・谷両氏は、史料Ⅰによる檀那売買において、取引される伊勢御師の檀那には一向衆、すなわち真宗門徒が売買成立日時点までは皆無であるが、万一、取引日以降、それら檀那が真宗門徒になった場合は存せず、すなわち離檀になってもその賠償責任がない旨の文言（「此道者中二一向衆今日までハ一向なく候後日之事ハ一向衆二成候ハん儀ハ不存候」）があり、それは伊勢神宮側の中世史料では希有の存在であることは先述した¹⁶。既に近世紀州における真宗寺院の分布傾向は明らかにされており、七割以上は名草・海士・有田・日高の四郡に集中し、和歌山の鷲森別院・真光寺、和歌浦の性応寺、湯浅の福蔵寺、御坊の日高別院、古座の善照寺といった有力真宗寺院は海岸部に沿って点在することが指摘されている¹⁷。史料Ⅰにみえる檀那場を含む現御坊市域は、天文九年（一五四〇）に吉原（現美浜町）に湯川直光が吉原坊舎を建立したことを契機としてその後、文祿四年（一五九五）に現在地に移転したと伝えられる浄土真宗本願寺派の日高別院が存在するなど現在まで紀伊真宗の拠点となっている¹⁸。そのような現御坊市の歴史的文化的土壌を踏まえて、史料Ⅰを評価すると、少なくとも大永年間（一五二一―二八）には真宗が現御坊市域を中心に勢力を拡大しており、その動向を警戒して、西村・谷両氏は真宗対策というべき希有な文言を史料Ⅰに記載せざるを得なかったと判断できる。つまり、中世末期の伊勢御師の布教活動を阻害する存在が真宗勢力であったことは以上より明らかである。

【3】中世紀州における伊勢御師の活動と熊野王子

では、大永三年（一五二三）時点で既に「いなみの里ハ一円よその二候へく候」と伊勢御師西村一族の紀州での主要檀那場ではなかった印南（日高郡印南町）の地は、どのような様相であったかを示すために、時期が少し下るものの、史料Ⅱを紹介する。

史料Ⅱ

永代売渡申御道者之事

- 合一 国紀伊国也 いなミ一円家数五百斗里也 小名一 本郷一円
- 一 つかもと一円 一 いかる川一円 一 中村一円 一 山口一円
- 一 山口本郷一円 一 中村山口一円 一 北山三の村之内 白川一円
- 一 白川わうし一円 一 上とか一円 一 あしせ一円 一 こと一円
- 一 西山一円 一 おとし一円 北山之分 家数百五十一 熊野新宮之内 長田殿其外一円 一 高野山之中知行之分一円
- 一 まに七郷村之内 一 林村一円
- 一 まに南村一円 一 まに西かミネ一円 一 まにかしはら一円
- 一 まにこやす一円 一 まに西また村一円 家数二百 以上之

手日記進候

右御道者雖代々之知行候依有急用直銭九十九貫文二中嶋北民部丞殿江永代売渡申処実正明白也本文書相副可進候へ共先年之一乱二見失候間此一筆可為本文書候自然天下一同之徳政地起等行候共此於御証文違乱煩之儀有間敷候仍為後日証文如件

中西甚七郎

永祿二年己未八月吉日

常知（花押）

中嶋

北民部丞殿

参

史料Ⅱは永祿二年（一五五九）に伊勢山田中嶋（現三重県伊勢市中嶋）に住む伊勢御師北民部丞が山田居住の伊勢御師中西常知から九十九貫文で紀州（後述するが正確には和州も含む）の檀那場を購入したことを示す伊勢御師道者売券である。¹⁹ ここには、取引される檀那場が詳細に記されており印南の記述もみられる。これによると北家が購入した印南は、家数が五百軒の集落であり、その域内の小地域（小名と記載）の六カ所（坂本・斑鳩・中村・山口・山口本郷・中村山口）に檀那が存在している。中西常知が印南一円を檀那場として開発したのは永祿二年八月以前であるのは明らかだが、それがいつまで遡及し得るのは関係史料が無く不明である。但し、彼が印南自体の家数をも把握するなど地域にかなり密着した活動を展開していたことが看取できるため、先の大永三年（一五二

三)まで遡る可能性も高い。いずれにしても印南地区で伊勢御師の活動が展開していたことは間違い無い。

このように史料Ⅱは、檀那場としての印南地区の様相がうかがえる史料であるが、他にも地名が記述されているため、次にこれらが何処に該当するのかを検討する。そもそも史料Ⅱには檀那場として、既述のA印南一円をはじめ、B家数百五十軒からなる「北山三の村之内」の「白川一円」、C「熊野新宮之内」の「長田殿其外一円」、D家数二百軒からなる「高野山之中知行之分一円」の「まに七郷之内」、の四地域が記載されている。Cは有力檀那の長田氏の拠点である熊野地方にあたる牟婁郡新宮(現新宮市)、Dは高野山に関係が深い現伊都郡高野町西ヶ峰等に含まれる伊都郡摩尼七郷(林村・摩尼南村・摩尼西ヶ峰・摩尼檜原・摩尼子安・摩尼西俣村)といったように紀伊国内の檀那場であるが、Bは、大和国吉野郡北山三村内の白川(現奈良県吉野郡上北山村)地区(白川王子・上梅・芦瀬・小代・西山・おとし)と、実のところ大和国内の檀那場であるため、正確にはこの部分の記述は誤りである。ただ、白川を含む大和国吉野郡北山は紀伊国牟婁郡北山と南接し、また少し時期は下るものの、紀州北山にも慶長五年(一六〇〇)には伊勢御師(釜屋家・白米家)の檀那場が形成されている(表①No.26・27)。さらに大和・紀伊両国の北山地域は、単に地理的に近接しているだけでなく、慶長十九年の「北山一揆」時にも団結・蜂起するなど人的な交流が密であった。²⁰⁾特に西北山地域を繋げるように流れる北山川は、その下流で熊野川と合

流しており、新宮は熊野川の下流域に位置する。このように、和州北山は熊野新宮との繋がりの中で把握すべき地域であり、それ故に史料ⅡでBはCの前に配置して記載した上で紀州内の檀那場として把握されていたのであろう。そのように理解すると、中西常知はBへの廻檀経路としては熊野川から遡上して北山川に至るといふ紀州側からの北上ルートを選択しており、Cへの廻檀はあわせて行われていた可能性が高い。

つまり、BとCは熊野地方との関係が濃厚な檀那場だったのである。さらにそれはBの「白川わうし一円」(白川王子一円)の表記からも強調できる。王子とは熊野三山の祭神である熊野十二所権現の御子神・眷属神のことであり、これを祀る神社は王子社という。紀伊路を中心に熊野参詣道沿いに熊野九十九王子社とよばれるように百以上の王子社が中世より鎮座している。²¹⁾そのためBにみえる白川王子も和州白川に鎮座した八王子社に由来した王子社周辺を含めた地名と考えられる。史料Ⅱでの王子記載は白川王子だけではあるが、他にも熊野(王子信仰)との関連がうかがわれる檀那場としてA印南地区の「いかる川」があげられる。「いかる川」は斑鳩の地のことであり、そこには斑鳩王子が鎮座する。斑鳩は現印南町印南にあるが、そもそも印南町内には数多くの王子(楠井王子・津井王子・斑鳩王子・切目王子・切目中山王子)が鎮座し、とりわけ切目王子が五体王子の一社といわれるほど社格の高い八王子社である。このように印南の地は熊野(王子)信仰上の拠点の一つであった。つまり、史料Ⅱにみえる檀那場のAからCまでは熊野との関係が濃厚な

地域である可能性が高いのである。

これらを踏まえて再度史料Ⅰに着目すると、そこにみえる合計九つの地名は熊野参詣道（紀伊路）上で一直線に繋がっていることは先述の通りである。次に熊野王子の観点でこれらを検討すると、印南町内である楠井と津井にはそれぞれ楠井王子と津井王子が鎮座し、他にも塩屋には塩屋王子、上野には上野王子とあわせて四地域に王子が鎮座する。以上のことを勘案すると、史料Ⅰの檀那場も熊野的な要素が強く内在していると判断できよう。

だが熊野王子は、特に中世前期に重視される存在であるため、中世後期の伊勢御師の檀那場と偶然地理的に重なった可能性もあるが、その一方で、近世を中心に後世に復興した熊野王子も少なくない。たとえ、史料Ⅰ・Ⅱで関連性がうかがわれる熊野王子が、中世後期時点で熊野信仰の拠点としては機能していなかったと仮定しても、伊勢御師の檀那場としての地域ユニットとして機能していたことは明らかである。

以上、史料不足等の問題もあり、史料Ⅰ・Ⅱにおける熊野信仰的な要素、とりわけ熊野王子的要素の抽出は、半ば指摘に留まる程度の作業といわざるを得ないが、本稿では議論の叩き台としてまずは問題提起をしておきたい。

おわりにかえて

本稿で紹介した新出の伊勢御師道者売券は、中世紀州における伊勢御師の活動を具体化する上で大変貴重な存在である。特に中世紀州の宗教的特質というべき熊野と真宗の問題にも関わっていることは前章までの検討で明らかである。紀伊国内における伊勢御師に関わる史料は、非常に限られているため、今回指摘できたのは僅かなことである。

そのため本稿は基礎的研究と位置づけることができるが、今後の当該研究の議論の呼び水的な存在になり得たならば望外の幸せであることを記して擲筆する。

注

- (1) 『谷家文書』のうち、本稿で紹介する一通の伊勢御師道者売券を含む同史料群は卷子装の形態をとっており、そこには四通の古文書が貼り込まれている。なお、目録上では、分類名・資料番号は「古文書 JPO081261-0001002」資料名は「国長・国近道者売券（定 永代売渡 中道者之事）」となっている。
- (2) 伊勢御師については、大西源一『参宮の今昔』（神宮教養叢書三三 神宮文庫 一九五六年）、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究 増補版』（吉川弘文館 一九六二年）、新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房 一九八二年）、西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』（吉川弘文館 一九八七年）、『伊勢市史 第二卷 中世編』『伊勢市 二〇一一年』、『伊勢市史 第三卷 近世編』（伊勢市 二〇一三年）を参照。
- (3) 前掲『伊勢市史』二を参照。なお、本稿で提示したのは同書掲載の一覧表（千枝作成）の訂正増補後の売券数であり、今後機会あれば

改めて詳細な内容を紹介したいと考えている。また、中世伊勢御師道者売券を用いた代表的研究としては、前掲の西山「道者と地下人」や小西瑞恵「戦国期における伊勢御師の活動―橋村氏を中心に」(『中世都市共同体の研究』思文閣出版二〇〇〇年)があげられる。近年では、中世村落の実像を把握するための分析ツールとして伊勢御師道者売券を活用する研究も登場している(工藤祥子「中世淡路国の伊勢道者の存在形態からみる在地社会」『大谷大学史学論究』二二二〇一七年)。

(4) 熊野については前掲の新城「新稿 社寺参詣の社会経済史的研究」や西山「道者と地下人」のほか、伊藤裕偉「熊野街道八鬼山道周辺の中世石造物」(『三重県史研究』二四二〇〇九年)、高野山については大藪海「高野山成慶院『伊勢国日牌月牌帳』の翻刻と解題」(『三重県史研究』二四)や小西前掲「中世都市共同体の研究」を参照。

(5) 中世紀州真宗については、宮崎圓遵「初期真宗における門徒名帳の一例」(『宮崎圓遵著作集』四 永田文昌堂一九八七年)、同「紀伊真宗の源流」(『頭如上人と紀伊の真宗』(『宮崎圓遵著作集』五 永田文昌堂一九八九年)、武内善信「紀伊真宗の開教と展開―蓮如期を中心に」(『講座 蓮如』五 平凡社一九九七年)、同「新宗教団と被差別民―実如時代における紀伊真宗の一断面」(『実如判五帖の御文の研究編二』(法蔵館二〇〇〇年)、川端泰幸「戦国期紀州門徒団における年寄衆の性格」(『真宗研究』四七二〇〇三年)、草野顕之「鷲森別院蔵「親鸞・蓮如連坐像」について」(『真宗教団の地域と歴史』清文堂二〇一〇年)等を参照。また、雑賀一揆については、石田晴男「守護畠山氏と紀州「惣国」一揆―一向一揆と他勢力の連合について」(『戦国大名論集』三 本願寺・一向一揆の研究』吉川弘文館一九八四年)、同「紀州惣国」再論」(『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館二〇一〇年)、川端泰幸「紀州惣国の形成と展開」(『大谷大学史学論究』七二〇〇一年)、武内善信「雑賀一揆と雑賀一向一揆」(『真宗教団の構造と地域社会』清文堂二〇〇五年)等を参照。

(6) 中世伊勢御師道者売券上にみられる伊勢国司北畠家関係記事については、西山前掲「道者と地下人」を参照。なお三頭大夫は宮後三頭

大夫なる御被銘を持つ藤井氏のことであるが、それについては拙稿「中世末・近世初期の伊勢御師に関する一考察―外宮御師宮後三頭大夫の越前国における活動を中心に―」(『近世の伊勢神宮と地域社会』岩田書院二〇一五年)、久田松和則「長崎の伊勢信仰―御師をめぐる伊勢と西肥前とのネットワーク」(長崎文献社 二〇一八年)等を参照。

(7) 『安永六年外宮師職諸国日家方数改覚』(『神宮御師資料―外宮篇四』皇學館大学出版部一九八六年)より作成。

(8) 表②の備考欄からもわかるように、今井田家は享保十七年(一七三二)から伊勢御師となった家であるから、七千三百五十軒の檀那は、十八世紀初期より檀那数ゼロの状態から獲得していった結果を示しているとは到底考えられない。恐らく、購入ないし譲渡の形で他家から檀那株を得て構築された檀那数である可能性が高い。このように表②には江戸期から伊勢御師になった家柄も含まれている。なお、今井田家については、拙稿「伊勢今井田時代の本居宣長に関する一考察」(『神宮と日本文化』学校法人皇學館二〇一二年)、幸福・山田大路両家については西山前掲「道者と地下人」、拙著『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』(岩田書院二〇一二年)、大主家については拙稿「資料紹介「大主家文書」について」(『皇學館大学研究開発推進センター紀要』一一二〇一五年)等を参照。

(9) 『伊勢国日牌月牌帳』については大藪前掲「高野山成慶院『伊勢国日牌月牌帳』の翻刻と解題」、熊野八鬼山町石については、伊藤前掲「熊野街道八鬼山道周辺の中世石造物」を参照。また、『塩崎八百主文書』の件は、熊野那智御師である幸遊房弁秀が弘治二年(一五五六)三月二十一日付で作成した二通の熊野御師檀那売券(『三重県史資料編 中世3(下)』(『三重県』二〇一八年)所収(4) 塩崎八百主文書影写本)四号文書・五号文書)には伊勢山田八日市場に住む伊勢御師の大主屋が買主として名をみせている。この時に売買されたのは弁秀の熊野那智御師としての紀州の檀那場であるから、大主屋は伊勢御師としての紀州の檀那場を獲得したわけではない。実は、この売買が成立した背景には、弁秀の山田三方等との山田での借銭問題が

あり、その解決に大主屋の一助があつたが故のものとして推測されるが、これにより大主屋が熊野那智御師も兼務することになったとは考えられない。つまり、大主家はこの売券により熊野那智御師である弁秀の檀那場から生じる得分権を獲得したわけであるが、大主家にとっては、紀州での人的ネットワークの構築強化の意味合いもあったと考えられる。

(10) 史料Iの形態的情報を記すと、同文書は堅紙の形態で、寸法は縦三二・二種×横四〇・九種の史料である。

(11) 谷氏については前掲の西山「道者と地下人」、拙著『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』、西村氏については前掲の拙稿「中世末・近世初期の伊勢御師に関する一考察」を参照。

(12) 大永五年(一五二五)に西村家が檀那場としての紀州を売却した旨が記された伊勢御道者売券は現存していないが、『山田且家ノ証文ノ出入及売買』(架蔵)によると、寛文年間(一六六一―一七三三)に生じた両宮御師職をめぐる相論時に、同五年と八年の二度に渡り山田三方に証拠として大永五年の売券を提出したようである。その時点での売券の所有者が谷一族の「谷利左衛門」であつたことから勘案すると、大永五年時の購入者は谷一族の人物である可能性は高い。また、表②をみれば明らかのように西村・谷両家は安永六年(一七七七)には主要な檀那場として紀州を所有してはいない。しかし、西村家は大永年間を中心に全ての紀州の檀那を谷家に売却する一方で、谷家は寛文年間頃まではそれら購入した紀州の檀那を所有し、それ以降、安永六年までの間にそれらを手放した可能性がある。なお、寛文の相論については田中健二・唐木裕志・橋詰茂「天文二十年(一五五一)相模国 讀岐国旦那帳(卷子)」(白米家文書)について、『香川大学教育学部研究報告第一部』一三九二〇―一三九三(三年)を参照。

(13) 本稿では、地名比定については基本的に、『日本歴史地名大系』三一和歌山県の地名(平凡社一九八三年)、『角川日本地名大辞典』(三〇)和歌山県(角川書店一九八五年)を参照した。

(14) 本稿では、中世紀州の湯河氏については前掲の紀州雑質一揆関連論文をはじめ、『公開シンポジウム 紀中・紀南の旗頭湯川氏の城・館・

城下町 発表資料集』(公益財団法人 和歌山県文化財センター二〇一六年)等を参照した。

(15) 本稿では、熊野古道については小山靖憲『熊野古道』(岩波書店二〇〇〇年)、『熊野参詣道王子社及び関連文化財学術調査報告書』(和歌山県教育委員会二〇一二年)を参照した。

一方、中世真宗関係でも神道関連の記述がある史料は非常に少なく、伊勢御師に関する記述は皆無である。そのような要因もあり、中世における真宗と神道(神祇信仰)の関係論を論じる研究も次にあげる程度で少ない。普賢見寿「中世真宗の神祇思想『諸神本懐』を中心として」(『親鸞大系』歴史編六 法蔵館一九八九年)、重松明久「覚如と存覚との関係」(『親鸞大系』歴史編六)、柏原祐泉「真宗における神祇観の変遷」(『親鸞大系』歴史編六)、同「近世真宗寺院における神祇受容の実態」(『日本近世近代仏教史の研究』平楽書店一九六九年)を参照。なお、参考までに、近世初頭の事例ながら、神祇不拝の仏教的観念を伊勢御師側の史料から考える上で示唆に富む事例を次に紹介しておく。寛永七年(一六三〇)九月に伊勢御師来田新左衛門家が作成した同家の檀那リスト『天神宮御道者御祓賦帳』(名古屋大学附属図書館神宮皇學館文庫蔵、但しホームページ上の電子データを利用)には例えば、

一 中村讚岐殿

紀州様御家中御大工

宗旨相替り申候故御祓入不申候事

一 同 伊織殿
右同断

のように、来田新左衛門(同家を含む伊勢御師北一族については後述)が自分の檀那が「宗旨相替り申候故御祓入不申候事」、すなわち仏教の宗派を変えたことによりその檀那の家に御祓大麻を入れなくなつたとの旨の注記が散見できる。この場合、「紀州様御家中御大工」の記述通り、中村讚岐(三百石)と中村伊織(百三十石)は紀州藩の御大工頭である(内藤昌「紀州藩の木材供給機構とその建築生産に

及ぼした影響に就いて」『日本建築学会論文報告集』五九 一九五八年）。両村氏は大和国平群郡法隆寺村の出生とはいえ、寛永七年時点での居住地は紀州である。二人は、具体的にどの宗派に変更したのかは不明であるものの、寛永初年という時期を考慮すると、真宗か日蓮宗のいずれかであると考えられる（なお、両者ともに紀州藩の御大工頭であるためキリシタンの可能性は皆無といつてよい）。ただ、両村氏の出生地は法隆寺のある法隆寺村であり、かつまた、中村讃岐にいたっては、「御大工中村讃岐宗次」（平見清知『木国神詣』）と元和七年（一六二一）創建の紀州東照宮を造営にあたった大工としてもその名が確認できるため（『重要文化財東照宮本殿他三棟保存修理工事報告書』東照宮 一九八一年）、中村讃岐と中村伊織は、由緒面で法隆寺に関わりの深い紀州藩お抱えの宮大工的存在であると想定できよう。このように両氏の存在形態を評価した上で、さらに宮大工と聖徳太子信仰や真宗の強い接点をも勘案し判断すると、彼らは今回の宗旨替えにより真宗門徒になった可能性が高い（兵藤裕巳「神話と諸職―中世太子伝・職人由緒書など―」『日本文学』三八―二一九八九年）。たとえ、彼らがいずれの仏教宗派になったとしても、神祇不拝の仏教的観念等により御祓大麻を受け取らなくなったことには変わりがない（但し、記載状況等を勘案すると来田新左衛門家の檀那から離脱したわけではないようだ）。このように、宗旨替えにより御祓大麻を授受しない伊勢御師の檀那が早くも十七世紀初期の紀州に存在するということは、史料Ⅰにみえる、いわば「真宗門徒化警戒文言」というべき内容を理解する際の参考となるろう。なお、伊勢側の関連史料を主に用いて一九世紀代の伊勢御師と真宗僧との学術的論争の実像を扱った研究としては、久田松和則「御祓大麻をめぐる真宗僧と伊勢神主との宗論―正兌神主作『肥前國御祓問答記』を通じて―」（『皇學館大学神道研究所紀要』二四 二〇〇八年）がある。

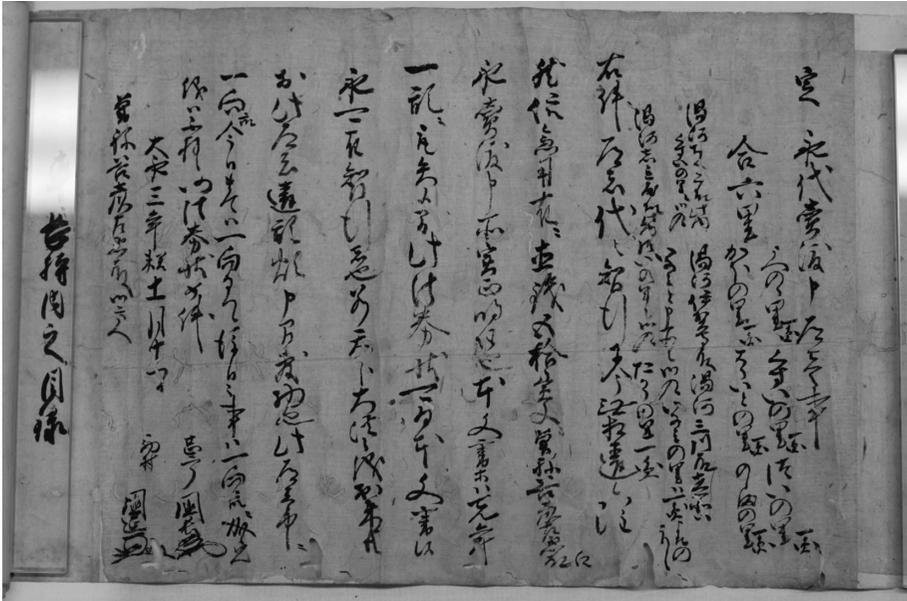
『和歌山県史 近世』（和歌山県 一九九〇年）を参照。
『御坊市史 第一巻 通史編Ⅰ』（御坊市 一九八一年）と『御坊市史 第二巻 通史編Ⅱ』（御坊市 一九八一年）を参照。なお、『御坊市史 第

二巻』（第三章仏教第八編第三節真宗諸寺院）には、天正三年（一五七五）三月九日付で「紀州日田河郡吉原坊舎常住仏」と記載のある日高別院蔵の証如上人御影が紹介されている。

『三重県史 資料編 中世3（中）』（三重県 二〇一八年）所収「来田文書」三〇五号「中西常知道者売券」。ちなみに史料Ⅱは角川日本地名大辞典で部分的に利用されている。伊勢御師北一族については西山前掲「道者と地下人」、拙稿「伊勢御師の動向と山国」（『禁裏領山国荘 高志書院 二〇〇九年』）を参照。なお、表①No.33から、湯河右衛門大夫春良（要害山城城主か）なる湯河氏は北監物家の檀那であることは明らかであるため、谷家の檀那ではない紀州湯河一族が存在していることは留意できよう。

北山一揆については後呂忠一「北山一揆について」（『高円史学』四一九八八年）、白米家については、田中・唐木・橋詰前掲「天文二十年（一五五一）相模国 讚岐国旦那帳（卷子）」（白米家文書）についてを参照。なお、慶長五年（一六〇〇）より白米（彦大夫）家が獲得することになる紀州北山の檀那については、北山一揆関係者と同姓者が複数確認できるなど興味深い、詳細な検討は他日を期したい。

熊野王子については前掲『熊野参詣道王子社及び関連文化財学術調査報告書』を参照。



史料 I (三重県総合博物館所蔵『谷家文書』所収「国長・国延道者売券(定永代売渡申道者之事)」) 写真



図① 史料 I にみえる地名の主要比定地 (数字は史料 I での記載順)

- ①上野里 ②楠井里 ③津井里 ④加尾里 ⑤祓井戸里 ⑥野高里
- ⑦印南里 ⑧塩埴 ⑨財部里 ※Googleマップをもとに作成

表① 中近世移行期までにおける紀州関連の伊勢御師関係史料一覧（17世紀初頭まで）

No	取引形態	年・月・日	作成 (売主・譲主等)	宛先 (買主・譲与先等)	対象となる檀所等の詳細	宗教的要素		備考 特記する事項・文言等	出典
						熊野	高野山		
1	檀那譲与	文正2・2・18	新堂住持兼意	八日市庭与三郎	那知山（熊野城南坊）	◎		福嶋家。「三はういんのしんたうよりなちのしやうな ん坊と申道者与三の方へのゆつり状」と瑞雲書あり。 城南坊は那智山御師	福島(信吾) 家文書
2	檀那売買 詳	文明5・月日未 詳	辻七郎治郎	本宮一円	◎		本宮の表記により紀州内と推定。「右ハ為田浅右衛門 方より借用」「当時難相分候事」	山田旦那ノ 証文ノ出入 及売買	
3	檀那売買	永正16・6・2	西河原二郎左衛門	酒屋藤次郎	たいしの里一円		太地里。代価30貫文。「口入西河原衛門太郎殿」「使同 五郎二郎」	神宮徴古館 農業館所蔵 文書(売券・ 雑文書)	
4	檀那売買	大永3・11・11	西村甚二郎国長・国延	曾杓 谷彦左衛門	谷六里（うへの、里一円・くすいの里 一円・ついの里一円・かほの里一円・ はらいとどの里一円・のしまの里一円） ※「湯河ちくご殿此内くすいの里ニ御 入候 湯河伊賀守殿湯河三川殿在所ハ いなミと申所ニ御入候 いなミの里ハ 一円よそのうりにて候 湯河しをや殿 此内ついの里ニ御入候 たからの里一 円」	○	代価50貫文。「此道者中ニ一向衆今日までハ一向なく 候後日之事ハ一向衆ニ成候ハん儀ハ不存候」。西村国 長・国延は山田大世古の西村八郎大夫家と同族か	谷家文書	
5	檀那売買 詳	大永5・月日未 詳	西村甚三郎国長・国延				甚三郎は甚二郎の誤りか。「右ハ谷利左衛門方より借 用」「当時難相分候事」	山田旦那ノ 証文ノ出入 及売買	
6	檀那売買 詳	大永8・月日未 詳	奥又太郎宗清		いどの郡あふかの庄		伊都郡相賀庄。「右ハ徳矢治部方より借用」「当時難相 分候事」	山田旦那ノ 証文ノ出入 及売買	
7	檀那売買 詳	大永8・月日未 詳	奥又太郎（宗清か）		なんかのこうり		那賀郡か。「右ハ徳矢治部方より借用」「当時難相分候 事」	山田旦那ノ 証文ノ出入 及売買	

8	檀那譲与	享禄 1・12・13 (久保倉カ) 弘重	太郎	熊野・高野	◎	◎	「熊野ノ道者」「高野ノ道者」。包紙(現存せず)。「久保倉家より同二頭大夫家へ讓状之うつし也」。福嶋家伝来	福島(信吾)家文書
9	檀那売買	享禄 2・月日未詳 奥又太郎宗清					「右ノ徳矢方より借用」「当時難相分候事」	山田且家ノ証文ノ出入及売買
10	金盞(為替)	天文 3・8 高野 勘兵衛助武俊	三頭大夫 善次郎	伊勢参宮用為替の発行業務	◎	◎	廊武後の推定居住地は紀州高野。「参宮申候者、御宿へまいるへく候、かわし儀之事、京都四条あられ屋へ何時も届可申候、自然又此方より、参宮申者候ハ、此判形御見しり候と、御かわし憑申候」	神宮徴古館 農業館所蔵 文書(売券・雑文書)
11	檀那譲与	天文16・9・吉 (榎倉) 修理進武棟	七郎	さいかのしやう中の嶋一円			雑質庄中の嶋	観古帖
12	檀那売買	弘治 3・月日未詳 大世古六郎右衛門興次		糸郡			伊都郡。「右ノ徳矢治部方より借用」「当時難相分候事」	山田且家ノ証文ノ出入及売買
13	檀那売買	永禄 2・8・吉 中西甚七郎常知	中嶋北民部丞	いなみ一円家数五百計里也(小名、本郷一円・さかもと一円・いかる川一円・中村一円・山口一円・山口本郷一円・中村山口一円・北山三の村之内白川一円・白川わうし一円・上とか一円・おしせ一円・こたい一円・西山一円・おとし一円、北山之分家数百五十・熊野新宮之内長田殿其外一円・高野山之中知行之分一円・まに七郷(村)之内・林村一円・まに南村一円・まに西かみね一円・まにかしはら一円・まにこやす一円・まに西また村一円、家数二百)	◎	◎	代価99貫文。「以上之手日記進之」。No14と関連	来田文書
14	檀那譲与	永禄 3・12・11 北民部丞忠親	北奈七郎	中西甚七郎殿分一円	(◎)	(◎)	No13と関連	来田文書
15	檀那譲与	永禄 5・3・8 宝藏坊教円	橋村内膳正	上ゆ川・下ゆ川・あたらし・いけのくぼ・くき	◎	◎	「右、きの国高野のふもと道者之儀ハ我等久々御宿申来候へ共向後者其方へ進之候間、御知行可有候」	橋村家文書

16	廻櫃	永禄5・6・吉	林尚信		赤羽之分一円 (中谷村 [櫃家数10<寺1>]・「此外わきあり」]・中切 [櫃家数11<寺1>]・「此外わきあり」]・西きり [櫃家数54<宿1>]・「此外家あり」]・大原 [櫃家数36<宿1・寺1>]・「此外家あり」]・十須 [櫃家数40<宿1・講2>]・「此外家あり」]・丹嶋 [櫃家数11]・「此外家あり」]・いふさき [櫃家数12]・「此外家あり」]・海野 [櫃家数4]・「此外家あり」]・長嶋 [櫃家数57<寺3>]・「此外家あり」]]			「たる武職かたま進之、地下中へ土産也、同宿老中へハ小刀をかきみあげ仕候、九月二あゆのうをのすし、な干はつこあかり候」	永禄五年紀 伊国牟婁郡 櫃家御殿蔵 帳
17	櫃那売買	元亀4・2・吉	外前野之木戸七郎衛門尉 尉定徳	(多気) 大御所	我知行之道者一円			代価黄金10兩 (天祥にて44文目)。「御使北監物殿 同五郎衛門尉」。「黄金拾両てんひんにて四拾四文目多氣大御所横江北監物殿御史にて売渡申処実正明白也来十二月中二式両付算用買かへし可申候自然其遇候ハ、永々可有御知行候若又天下大法徳政行候共此於道者多氣にて売渡申候間少も違乱煩有間敷者也」。宛先の人物は北畠具教	来田文書
18	櫃那売買	天正2・8・吉	前野之木戸七郎衛門尉 定徳	津田掃部助	我等之知行之道者一円 (楠本里・大家一円・池田一円・いなミ原里・い市川一円・いなミはらの大しら川里)	○		代価黄金10兩。端裏書に「大帳へうつし申候」と有。「御使 北監物大夫」。宛先の人物は津田一安	来田文書
19	櫃那売買	天正3・8・23	福岡三右衛門尉未能	北監物丞	高野のふもとつへのやふと申在所一円	◎		代価黄金4兩。「使替右衛門尉」。杖ヶ藏	来田文書
20	櫃那売買	文禄2・2・28	二郎衛門尉	かわさき世古たからや	かやの山長おのたに我等知行一円	◎		百姓職田売買。「納三十五升代、此内八升うわなしあり」。「ふたまた地下出申。代価銀子ヒタ260文。「在所かやの山長おのたに我等知行一円うり申」。端裏書に「田 高野の山長おの谷と有」や「三十五升〇当所なし内八升上なし有」等と有。「口入ませ殿内文七」	来田文書
21	櫃那譲与	文禄4・7・9	榎倉修理進					「きの国御旦那衆者 是ハ五平次ニゆつり申候 使罷大夫・榎倉左衛門尉・孫衛門」	轉古帖
22	百姓職田売買	文禄4・12・吉	又衛門	長尾南谷、町之敷卅八		○		百姓職田売買。代価銀子23匁と「若林之田。「長尾南谷、町之敷卅八、公方へ式ヶ所ヨリ式廿八升出申候」。端裏書に「明谷谷田「長尾南谷と有」「本文書二つ進候と有」「当所なし」」等と有	来田文書

23	檀那譲与	文禄 5・11・8	北新兵衛長親	福嶋彦左衛門尉			北宗至から北彦助へ譲渡された檀那場としての紀伊国は金3枚分に相当(「三枚 紀伊国一円」)	米田文書
24	檀那譲与	慶長 3・2・吉	橋村内膳正康	橋村右近	○		「但我等一世之後ニ可有知行者也」。	橋村家文書
25	檀那譲与	慶長 3・2・吉	橋村内膳正康	橋村右近	◎		「宝蔵坊之跡式ニ付而金子七両貳分天正五年之いのとし八月ニ右近殿へとりかへ申され候事」 「但シ我等一世之後ニ可有知行者也」	橋村家文書
26	廻檀	慶長 5・2・吉 (釜屋又二郎正周カ)			○		「土産之事 麻 貳駄 麻三百本。№27と関連(里数手日記カ)。(元表紙)「慶長五年かのへねのとし二月吉日 北山なかれ一円 日記」。(箱書)「紀伊国熊野流谷御旦那家占帳」	白米家文書
27	檀那売買	慶長 5・6・6	釜屋又二郎正周	白米彦大夫	○		代価金子4枚。「口入又 源右衛門」とあるように伊勢山田二侯のすわい源右衛門が取引に介入。「里数手日記相副申候若日記付落又御道者之内他国他所ニ御座候共御聞付次第ニ可有御知行候」「此道者ニ少成共借物御座候共我等相済可申候為其別紙ニ書付進之候」関連の「別紙」(同年月日付の「白米彦大夫宛釜屋又二郎正周請文写」 「白米家文書」)有。№26と関連	家鑑
28	檀那売買	慶長 6・11・26	岩瀬杉立兼次郎秀成	宮後市庭平大夫	◎		代価判金2枚	足代文書

北山流一円(相保村一円 [檀家数16(寺1)・家数100]・谷内一円 [檀家数9・家数25]・小俣一円 [檀家数14・家数35]・小口野 [檀家数3・家数5]・小坂村一円 [檀家数13(寺1・庄屋1)・家数33]・佐渡り村一円 [檀家数12(寺1)・家数50]・野口村一円 [檀家数11・家数40]・神山村一円 [檀家数33(寺1)・家数100]・寺谷村一円 [檀家数25(庄屋1・大とし村檀家分8)・家数70]・平野村一円 [檀家数14(宿1)・家数30]・和田村一円 [檀家数5(寺1)・家数20]・熊崎 [檀家数29(庄屋1)・家数80]・高原谷一円 [檀家数3・家数10]・いいの谷村一円 [檀家数5・家数15]・しやくへ村 [檀家数0・家数5]・お、井谷一円 [檀家数4・家数12])

29	檀那安堵	慶長11・4・26	三崎重右衛門尉正以・中村勝兵衛完成	福井主計助				「三夫女房衆所持被申候紀伊之御道者之儀二付、其方中山勝大夫方と出入就有之。一旦は勝大夫が購入を檢計するも借金の抵当物件のため購入を辞退	上部文書
30	檀那讓与	元和4・12・吉	福嶋出雲守末長	福嶋勘左衛門尉				「本屋へゆつり渡申分」	福島(信吾)家文書
31	檀那安堵	元和6・3・26	山岡図書・水谷九左衛門	幸福内匠	荒川庄嶋村并神田村			「紀伊国荒川荒川庄嶋村并神田村旦那之儀二付慶徳主馬と出入穿鑿之上を以彼西郷へ様子尋ニ状遣候処ニ其返事之趣其方被申通無相違候其上貫所ニハ參宮殿留ニ候主馬方ニハ証文無之候条右論所之旦那其方可為身退候者也」とあるように幸福内匠と慶徳主馬の紀伊国荒川庄内2村をめぐる檀那争論は山田奉行の裁決により幸福(内匠)家の勝訴か?。他に関係史料2通(3月23日付の日向半兵衛書状写・元和9年8月27日付の板倉周防他幕府老中書状写)あり。以上から幸福(内匠)・慶徳(主馬)両家も元和期には紀州には檀那場があつたか?	山田旦那ノ証文ノ出入及売買
32	檀那讓与	元和9・4・吉	同(檀倉)	檀倉隼人				「ちり道者へのき申」	輯古帖
33	大神楽依頼	年未詳・2・23	湯河右衛門大夫春良	北けんもつ				「紀伊統風土記」にみえる要害山城の伝承城主が湯河右衛門大夫であるため来田監物家の檀那と思われる湯河春良は紀州の有力武士田湯河一族衆と推定	来田文書

表② 安永6年(1777) 時点における紀州を檀那場に持つ伊勢御師一覧

伊勢外宮御師名	山田居住地	御成銘	紀州の檀家数	17世紀初期迄(西暦)	備考
羽根掃部	辻久留町	白米彦大夫・白米大夫・白米弥兵衛	628	◎ (1600)	白米(彦大夫)家
西山教馬	辻久留町	西山大夫・松村勘大夫	480		
来田監物	二俣町	来田監物大夫	1335	◎ (1559)	北(監物)家
志摩藤十郎	二俣町	志摩藤十郎	35		
榎倉修理	上中之郷町	榎倉修理進	500	◎ (1547)	榎倉(修理進)家
釜谷教馬	上中之郷町	釜谷大夫・益大夫	1300	◎ (1600)	釜屋家
橋村彦右衛門	上中之郷町	橋村右近大夫	750	◎ (1562)	橋村(右近)家
広辻勘解由	上中之郷町	堤広注大夫・高向注大夫	1900		
堤大夫	下中之郷町	堤大夫	1587		
三村柰	下中之郷町	三村大夫・三村罷助大夫	3136		
内山文大夫	下中之郷町	内山大夫・堤内山大夫・福島内山大夫	1060		
高矢部大貳	下中之郷町	高矢部作治郎大夫	1800		高矢部家は寛文8年(1668)までは紀州の中世道者売券を多数所持?
正住式部	下中之郷町	一志正住大夫・松尾善大夫	300		
岡村源大夫	下中之郷町	岡村又大夫・紀伊国屋幸福大夫・幸福源内大夫	1084		
幸福内匠	八日市場町	紀伊国幸福大夫	30700	◇(1535)・△(1620)	幸福(内匠)家
福島相模	八日市場町	福島御塩焼大夫・福島八左衛門・福島大夫	1300	◎ (1575)	福島(御塩焼)家
大主織部	八日市場町	横橋幸福大夫・大主徳夫大夫・大主大夫	5200	☆(1556)・◇(1567)	大主家
吉沢主水	八日市場町	吉沢大夫	2300		
松恒長官	一之木町	一之木神主	960		
足代玄蕃	宮後西河原町	南倉長大夫・神谷孫大夫・足代久大夫	1823		
足代勝大夫	宮後西河原町	足代勝大夫	400		
松田与吉	宮後西河原町	松田三郎四郎大夫・松田与吉大夫	306		
一志柰大夫	宮後西河原町	一志杉政大夫	880	□ (1549)	一志家

藤本伊大夫	宮後西河原町	松田勘兵大夫・坂口伊大夫	540		
森本清藏	宮後西河原町		99		
堤兵庫	宮後西河原町	堤兵庫大夫	314		
福村主膳	田中中世古町	田中三日市大夫治郎・田中福村大夫	3411		
河井常陸	田中中世古町	田中河井大夫	1800		
栗野右膳	田中中世古町	栗野大夫	5012		
中西久大夫	田中中世古町	中西久大夫	1250	○ (1559)	中西家
山田大路数馬	下馬所前野町	御吹大夫	7600	□ (1587)	山田大路家
中井孫治大夫	下馬所前野町	中井孫治大夫	964		
丸林六大夫	下馬所前野町	丸林六大夫	4000		
中西造酒	下馬所前野町	中西造酒大夫	4500	○ (1559)	中西家
村杉内匠	吹上町	米田四郎大夫・杉松大夫・奥田市郎大夫・福村善大夫	500		
奥山一学	吹上町	奥山大夫・吉大膳	1300		
慶徳主馬	吹上町	慶徳主馬	680	◇ (1567)・△ (1620)	慶徳(主馬)家
松本求馬	吹上町	松本大夫・阿竹大夫	1680		
今井田森右衛門	妙見町	今井田大夫・椿叟今井田大夫	7350		『三方会合記録』享保17年9月6日条に「妙見町今井田森右衛門御職入之事」とあり
計39名			100764		

